

## 鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人権尊重社会の実現を目指す鹿児島市人権教育・啓発基本計画に基づき、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である2人（外国籍である者を含む。）の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップを形成している双方（以下「双方」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が鹿児島市（以下「本市」という。）に住所を有していること。
  - イ パートナーシップを形成している者のうちの一方（以下「一方」という。）が本市に住所を有し、かつ、他の一方が本市に宣誓した日から原則として14日以内に本市への転入を予定していること。
  - ウ 双方が本市に宣誓した日から原則として14日以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が揃って本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代書させることができる

(第7条、第8条及び第11条において同じ。)

(1) 住民票の写し(本市への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類)

(2) 婚姻していないことを証明する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者の本人確認のため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するもので、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が相当と認める書類

3 第1項の規定により宣誓を行った者が本市に住所を有しない場合は、宣誓書裏面の確認書に記入した転入を予定している日から14日以内に、本市住所が記載された住民票の写しを市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2(その1、その2又はその3))及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3(その1、その2又はその3))(以下「受領証等」という。)並びに宣誓書の写しを交付する。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し、毀損し、若しくは汚損したとき又は氏名等の変更があったときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4。以下「再交付申請書」という。)を提出し、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付にあつては既に交付した受領証等を、氏名等の変更に係る再交付にあつては既に交付した受領証等及び変更内容の分かる書類を当該申請書に添付しなければならない。

2 市長は、受領証等の再交付を受けようとする者が、前項の規定による提出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めるものとする。

3 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合は、受領証等の添付を要しない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が本市から転出したとき(第11条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合又は一方が転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)

(4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、宣誓者が前項の規定による届出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めるものとする。

(宣誓の無効)

第9条 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。この場合においては、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となったときは、宣誓者に、交付した受領証等について前条の規定の例により返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができない場合は、この限りでない。

(交付番号の公表)

第10条 市長は、第8条の規定により返還届が提出された場合、又は前条の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(地方公共団体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している地方公共団体に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第6。以下「継続使用申請書」という。)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。ただし、転出先の地方公共団体において、本市が交付した受領証等を継続して使用することが認められない場合は、この限りでない。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から本市に転入した者は、当該地方公共団体が交

付した受領証等（転入元の地方公共団体において継続使用の手続がされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。

3 第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は本市と協定を締結していない地方公共団体に転出した場合は、返還届に当該受領証等を添えて、本市に返還するものとする。

4 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は当該受領証等を交付した地方公共団体と協定を締結していない地方公共団体に本市から転出した場合は、本市又は転出先の地方公共団体において当該受領証等を継続して使用することができないものとする。

5 第1項の規定により継続して使用している本市が交付した受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。

（周知啓発）

第12条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。